

議案第 20 号

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定め
る。

令和4年12月16日提出

野田市長 鈴木 有

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）の一部を次のようにする。

第1条の見出し中「この条例の」を削り、同条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者を除く。」を削る。

第2条第3項中「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（野田市の休日を定める条例（平成元年野田市条例第18号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を、「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第3条第3項中「除く。以下」を「除く。第8条の4第1項において」に改める。

第6条第1項及び第7条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、「又は同法第28条の4第1項の任期若しくは同条第2項の規定により更新された任期の終了」を削る。

第7条の3中「10年」を「15年」に改める。

第8条の4第1項中「（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職

員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「あつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「この条」を「この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第3項から第5項までを削り、附則第6項中「まで」の次に「並びに附則第9項から第16項まで」を加え、「第6項」を「第3項」に改め、同項を附則第3項とし、附則第7項中「第7条の2」の次に「及び附則第11項」を加え、同項を附則第4項とし、附則第8項中「第7条」の次に「又は附則第10項」を加え、「第6項」を「第3項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第9項を附則第6項とし、附則第10項を附則第7項とし、附則第11項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第8項とし、附則に次の8項を加える。

9 当分の間、第6条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「第7条又は附則第9項」とする。

10 当分の間、第7条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつ

て、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「第7条又は附則第10項」とする。

- 1 1 野田市職員の給与に関する条例附則第9項の規定による職員の給料月額
の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 1 2 当分の間、第7条第1項に規定する者に対する第7条の3及び第8条の
3の規定の適用については、第7条の3の表以外の部分中「定年に達する日」
とあるのは「定年（60歳）に達する日」と、同条の表第7条第1項の項、
第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第8条
の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「
その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1
年につき」とあるのは「その者に係る定年（60歳）と退職の日におけるそ
の者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 1 3 当分の間、第7条第1項に規定する者（退職の日において定められてい
るその者に係る定年が60歳を超える者に限る。）（市長が定める者を除く。）
に対する第7条の3及び第8条の3の規定の適用については、第7条の3の
表以外の部分中「6月」とあるのは、「零月」とする。
- 1 4 当分の間、第7条第1項に規定する者に対する第7条の3及び第8条の
3の規定の適用については、第7条の3の表以外の部分中「15年を」とあ
るのは「10年を」とするほか、同条の表以外の部分中「退職の日において
定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。
- 1 5 当分の間、第7条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予
算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であって、任命
権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に
限る。）が60歳に達する日前に退職したときにおける第7条の3及び第8
条の3の規定の適用については、第7条の3の表第7条第1項の項、第7条
の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の
表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100

分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 16 当分の間、第7条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。）が60歳に達した日以後に退職したときにおける第7条の3及び第8条の3の規定の適用については、第7条の3の表第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定並びに第10条第2項、第4項及び第11項第5号の改正規定並びに附則第11項の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

（野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「、新条例」を「、野田市職員の退職手当に関する条例」に、「及び第8条から」を「、第8条から」に改め、「第8条の5まで」の次に「及び附則第3項から第5項まで」を加える。

（経過措置）

- 3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採

用された職員をいう。)に対するこの条例による改正後の野田市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第1条の規定の適用については、同条中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

- 4 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 5 新条例第2条第3項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

提案理由

職員の定年の引上げに伴い、退職手当の特例に係る規定等を整備しようとするものである。

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市職員の退職手当に関する条例 (昭和30年野田市条例第2号)

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、野田市常勤職員(以下「職員」という。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(野田市の休日をも定める条例(平成元年野田市条例第18号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第6条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第7条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定による在職期間のうちに地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、野田市常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第6条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第7条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定による在職期間のうちに地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤</p>

(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第21号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病による休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第8条の4第1項において「休職月等」という。)が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)を前2項の規定により計算した在职期間から除算する。

4~7 (略)

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限若しくは同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)~(3) (略)

2 (略)

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限若しくは同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限

(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第21号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病による休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)を前2項の規定により計算した在职期間から除算する。

4~7 (略)

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限若しくは同条第2項の規定により延長された期限の到来又は同法第28条の4第1項の任期若しくは同条第2項の規定により更新された任期の終了により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)~(3) (略)

2 (略)

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限若しくは同条第2項の規定により延長された期限の到来又は同法第28条の4第1項の任期若しくは同条第2項の規定により更新された任期の終了により退職した者を含む。))又はその者の非違

る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第7条の3 第7条第1項に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(退職手当の調整額)

第8条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第7条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(休職月等のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(7) (略)

2～5 (略)

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該

によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第7条の3 第7条第1項に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(退職手当の調整額)

第8条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第7条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(休職月等のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(7) (略)

2～5 (略)

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以

所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) (略)

3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは、「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5~10 (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するもの

上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) (略)

3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは、「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5~10 (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するもの

に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第 15 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 10 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第 17 条において「失業手当受給可能者」という。))であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第 17 条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第 17 条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から 6 月以内に第 15 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第 5 項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第 6 項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から 6 月以内に、当該退職をした者が当

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第 15 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 10 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第 17 条において「失業手当受給可能者」という。))であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第 17 条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第 17 条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から 6 月以内に第 15 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第 5 項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から 6 月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等

該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等

の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等

の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6~8 (略)

附 則

1・2 (略)

(削る。)

の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6~8 (略)

附 則

1・2 (略)

3 昭和30年2月28日に在職する職員で昭和30年3月1日以後引続いて在職する者の勤続期間を計算する場合には、昭和25年5月3日(昭和25年5月4日以後におい

(削る。)

て就職し又は再就職した者については、その就職又は再就職の日)から起算する。

4 地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号。以下「法」という。)附則第3条の規定により退職した者(法附則第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。)についての改正後の野田市職員の退職手当に関する条例第6条第1項及び第7条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で、地方公務員法第28条の3の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。第7条において同じ。)」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号。以下「法」という。)附則第3条の規定により退職した者(法附則第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。)のうち、昭和59年4月1日から昭和60年3月30日までの間に野田市職員の定年等に関する条例(昭和59年野田市条例第23号)第3条に規定する年齢に達した者」とし、第7条第1項中「定年に達したことにより退職した者」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号。以下「法」という。)附則第3条の規定により退職した者(法附則第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。この場合においては25年未満勤続した者を含む。)のうち、昭和59年4月1日から昭和60年3月30日までの間に野田市職員の定年等に関する条例(昭和59年野田市条例第23号。以下「定年条例」という。)第3条に規定する年齢に達した者及び法附則第4条の規定により当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると市長が認めたもので、引き続き勤務した後退職した者のうち、昭和59年4月1日から昭和60年3月30日までの間に定年条例第3条に規定する年齢を超えていた者」とする。

(削る。)

5 昭和60年3月31日に在職し同日以後引き続き勤務する職員のうち、職員として10年以上の期間勤続し、かつ、年齢50年以上で平成17年3月31日までの間に退職した者(第7条の適用を受ける者を除く。)に対する退職手当の額は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、第7条の規定の例によ

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和57年野田市条例第6号。以下「昭和57年改正条例」という。)附則第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第5条、第6条及び第7条から第7条の3まで並びに附則第9項から第16項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(昭和57年改正条例附則第3項の規定に該当する者を除く。)で第5条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第7条の2及び附則第11項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(昭和57年改正条例附則第4項の規定に該当する者を除く。)で第7条又は附則第10項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6・7 (略)

8 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4

り計算して得られた額とする。

6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和57年野田市条例第6号。以下「昭和57年改正条例」という。)附則第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第5条、第6条及び第7条から第7条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6項」とする。

7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(昭和57年改正条例附則第3項の規定に該当する者を除く。)で第5条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第7条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(昭和57年改正条例附則第4項の規定に該当する者を除く。)で第7条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。

9・10 (略)

11 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4

条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

9 当分の間、第6条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「第7条又は附則第9項」とする。

10 当分の間、第7条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「第7条又は附則第10項」とする。

11 野田市職員の給与に関する条例附則第9項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

12 当分の間、第7条第1項に規定する者に対する第7条の3及び第8条の3の規定の適用については、第7条の3の表以外の部分中「定年に達する日」とあるのは「定年(60歳)に達する日」と、同条の表第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(60歳)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

- 13 当分の間、第7条第1項に規定する者（退職の日において定められているその者に係る定年が60歳を超える者に限る。）（市長が定める者を除く。）に対する第7条の3及び第8条の3の規定の適用については、第7条の3の表以外の部分中「6月」とあるのは、「零月」とする。
- 14 当分の間、第7条第1項に規定する者に対する第7条の3及び第8条の3の規定の適用については、第7条の3の表以外の部分中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。
- 15 当分の間、第7条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。）が60歳に達する日前に退職したときにおける第7条の3及び第8条の3の規定の適用については、第7条の3の表第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 16 当分の間、第7条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。）が60歳に達した日以後に退職したときにおける第7条の3及び第8条の3の規定の適用については、第7条の3の表第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得

た割合」とする。

○ 野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年野田市条例第2号）（附則第2項関係）

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～3（略） 4 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者が施行日以後に退職することにより新条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の野田市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条、第6条、第7条、第7条の2及び第8条、附則第11項の規定による改正前の野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和57年野田市条例第6号）以下この項及び第6項において「条例第6号」という。）附則第2項から第4項まで並びに附則第12項の規定による改正前の野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年野田市条例第95号。以下この項及び第6項において「条例第95号」という。）附則第3項の規定により計算した退職手当の額が、<u>野田市職員の退職手当に関する条例第2条の3、第5条、第6条、第7条から第7条の3まで、第8条から第8条の5まで及び附則第3項から第5項まで並びに附則第2項、附則第3項、附則第8項、附則第9項、附則第11項の規定による改正後の野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例第6号附則第2項から第4項まで並びに附則第12項の規定による改正後の条例第95号附則第3項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」）</u>という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>5～14（略）</p>	<p>附 則 1～3（略） 4 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者が施行日以後に退職することにより新条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の野田市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条、第6条、第7条、第7条の2及び第8条、附則第11項の規定による改正前の野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和57年野田市条例第6号）以下この項及び第6項において「条例第6号」という。）附則第2項から第4項まで並びに附則第12項の規定による改正前の野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年野田市条例第95号。以下この項及び第6項において「条例第95号」という。）附則第3項の規定により計算した退職手当の額が、<u>新条例第2条の3、第5条、第6条、第7条から第7条の3まで及び第8条から第8条の5まで並びに附則第2項、附則第3項、附則第8項、附則第9項、附則第11項の規定による改正後の野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例第6号附則第2項から第4項まで並びに附則第12項の規定による改正後の条例第95号附則第3項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」）</u>という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>5～14（略）</p>